

第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会 各自治体における地震・津波対策

自治体名	取り組み内容
岐阜県	・「平成23年度県有建築物耐震検討委員会」において、耐震化優先順位の見直し及び耐震化年次計画を検討。 →総合庁舎(機械室以外)及び警察署の建物重要度を、すべてⅠ類とした。 →防災拠点施設となる総合庁舎及び警察署は、平成27年度までに耐震化を完了
静岡県	・静岡県第4次被害想定の方針(平成25年6月の県防災会議での公表を目途) ①自然現象の想定(地震動計算・評価、液状化危険度評価、津波計算・評価) ②人的・物的被害の想定 ③被害・対策シナリオの検討・想定 ・県有建築物の耐震改修 →県有建築物のうち、耐震性がやや劣る建築物58棟について耐震化を行う。 →用途により分類し、災害時の拠点となる建築物や多数の者が利用する建築物から実施する。 ・「被災建築物の緊急解体マニュアル(平成14年3月策定)」を平成20年8月に見直し済み
愛知県	・耐震診断・耐震改修を、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築耐震プラン2015－」に基づき実施 →対象建築物は ①一般県有施設(非木造で床面積200㎡以上の多数が利用する建物) ②すべての病院 ③すべての県営住宅 ④県立高校(高等学校及び特別支援学校の200㎡以上の建物) ⑤企業庁施設(水道施設管理本館) →地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い(又はある)建物は、平成27年度までに耐震性を確保する。 ・平成23年度に、愛知県防災会議地震部会において、「愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査」を行っている。
三重県	・県有建築物のうち、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設された建築物の耐震化を促進するため、優先順位をつけて平成26年度末までに耐震化を完了させる。 →平成23年4月1日現在の耐震化率:92.7%

注)本資料は、構成員である各県・政令市からの提出資料を基に、事務局で作成したものである。

第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会

各自治体における地震・津波対策

自治体名	取り組み内容
静岡市	・「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」に基づき、「公共建築物耐震対策に関する基本方針」を策定 →耐震対策は、静岡市総合計画との整合を図りながら、平成27年度末までに完了予定 →公共建築物の耐震化率（東海地震に耐えられると判断される建築物の割合）は、平成24年4月1日現在で89.0% ・平成23年度緊急津波対策事業及び今後の津波対策 ①津波避難ビルの追加指定（平成23年度末で計110施設を指定済み） ②津波避難ビルマップの作成 ③津波避難ビル標識板、海拔表示標識、津波警告標識板、津波避難ビル案内板を設置 ④津波避難場所に関する協定を締結（高速道路のり面の使用協定） ⑤津波に関する講演会の開催 ⑥海拔情報提供システムの構築、同報無線子局の整備
浜松市	・「浜松市津波対策委員会」において、避難施設の整備方針や避難方法を検討中 →「静岡県第4次地震被害想定」に基づく被害想定の見直し →津波を知らせる対策（屋外放送設備の整備、緊急情報放送等） →津波から逃げる対策（津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備、標識の設置）
名古屋市	・学識者等から東日本大震災のような震災から市民とまちを守るための「緊急提言」を受け、「名古屋市震災対策基本方針」を策定 →「基本方針」をもとに、地震防災対策の総点検を実施 →長時間の地震動や津波被害を前提に、課題抽出と対応策を検討 ・建築の耐震対策 →名古屋市耐震改修促進計画 ①防災拠点施設は、公会堂を除き平成22年度末までに完了 ②防災拠点施設以外は、平成27年度末までに完了予定 →その他の耐震対策 ①超高層建築物及び免震構造建築物の長周期地震動対策 ②津波避難ビル対策 ③大規模空間を持つ天井の崩落対策 ④設備の耐震対策（非常電源・飲料水・排水機能の確保、エレベーター耐震対策）

注）本資料は、構成員である各県・政令市からの提出資料を基に、事務局で作成したものである。

県有建築物の耐震化について

岐阜県震災対策検証委員会からの県有建築物に対する耐震化促進の提言を受け、県有建築物の耐震化の方針を見直すこととし、平成２３年度県有建築物耐震検討委員会において、次のとおり「耐震化優先順位の見直し」及び「耐震化年次計画」を検討した。

平成２３年８月３０日：幹事会開催

平成２３年９月 ９日：委員会開催

【検討結果】

＜耐震化優先順位の見直し＞

① 建物重要度の見直し

従前		見直し	
I 類	・ 総合庁舎（防災拠点施設）	I 類	・ 総合庁舎 ・ 警察署
II 類	・ 総合庁舎（防災拠点施設以外の総合庁舎・防災拠点施設と同一施設） ・ 警察署	II 類	・ 総合庁舎（機械室等）

② 倒壊危険度の見直し

建物耐震性能と、その地域の想定震度階の組み合わせで決まる倒壊危険度



建物耐震性能と、その地域の地震発生確率の組み合わせで決まる倒壊危険度

※地震発生確率 → 今後３０年間に震度６強の揺れに見舞われる確率

② 建物重要度と倒壊危険度の組み合わせによる耐震化優先順位を決定

＜耐震化年次計画＞

・ 事業の進め方 → １年目：設計 ２年目：工事

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
工 事			総合庁舎		その他庁舎	
			警察署			
					その他の県有建築物	

※防災拠点施設となる総合庁舎及び警察署は、平成２７年度までに完了予定。

【今後の進め方】

計画の作成にあたっては、財政課に情報提供しながら進めているところであるが、今後は、各所管課において、年次計画の着実な実現に向け、予算要求などに取り組み、早期耐震化を進める。

県有建築物の耐震改修

(静岡県)

1 目 的

東海地震等の災害時の防災拠点や避難施設として重要な役割を担う県有建築物の耐震化を図ることにより、地震被害を最小限に食い止め、建物の機能を確保する。

2 耐震化の対象建築物（県営住宅を含む）

公表された県有建築物のうち、予想される東海地震に対して耐震性がやや劣るランクⅡ及びランクⅢの建築物 58 棟について耐震化（耐震補強、建替え、解体、再編等）を行う。

1) 原則として、ランクⅡとランクⅢの建築物をランクⅠにする。

2) 耐震補強実施の順位

ア 建築物を用途により分類し、災害時の拠点となる建築物や多数の者が利用する建築物から実施する。

イ ランクⅢから実施する。

3 耐震化計画の実施（県営住宅を含む）

1) 耐震化計画の内訳（全部局：棟単位）

平成 24 年 4 月 1 日現在

耐震補強	建替え	調整中	その他（解体・再編等）	合計
16 棟	1 棟	3 棟	38 棟	58 棟

※調整中：耐震補強、建替えなど実施方法を検討中

2) 耐震化計画実施予定年度（全部局：棟単位）

平成 24 年 4 月 1 日現在

	計画前	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
耐震化棟数		46	106	75	147	85	150	23 (計画)
耐震化率 (%)	73.6	80.0	83.1	85.4	90.0	92.9	98.0	98.8

※耐震化棟数：当該年度に耐震化した建築物の棟数

※耐震化率 (%)：当該年度における総棟数に占める耐震性能を有する建築物の割合

3) 教育委員会における耐震化計画実施予定（床面積ベース）

		計画前	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
耐震化率	県立高校 (%)	68	75	84	85	93	97	99	99
	養護学校 (%)	95	100	100	100	100	100	100	100
	教育機関 (%)	84	91	91	91	97	97	97	97
	全 体 (%)	71	78	86	87	93	97	99	99

4) 教育委員会における第一体育館耐震化計画実績（学校単位）

	計画前	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
耐震化計画数 (学校数:校)		4	10	3	4	0	0	0
耐震化率 (%)	53	86	94	97	100	100	100	100

被災建築物の緊急解体マニュアル

(静岡県)

1 目 的

本マニュアルは、大規模地震で被災した建築物が、余震等により倒壊し二次災害の発生への恐れのある場合、県、市町及び解体関係団体が連携し、迅速かつ的確に緊急解体を実施するための基本事項を定め、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的に平成 14 年 3 月に策定した。その後、平成 20 年 8 月に市町村合併や県の組織変更に対応させると共に全体を見直し改訂した。

2 県の役割

- (1) 県は、警戒宣言が発令された場合は、速やかに解体関係団体に対し被災建築物の緊急解体に向けての体制整備を依頼し、出動可能な重機台数・人員等を把握する。
- (2) 県は、地震発生後、速やかに県有建築物及び県下市町における被災建築物の状況把握に努めるとともに、必要に応じて市町が行う被災建築物調査を支援する。
- (3) 県は、市町から解体関係団体の派遣要請があった場合及び緊急解体の実施依頼があった場合には被災建築物の緊急度等を勘案のうえ、各市町における解体優先順位等を定め、解体関係団体に出動を要請する。
- (4) 県は、被災建築物の緊急解体が県内業者等のみでは対応が困難な場合は、自ら又は市町の要請に基づき、国・他県等へ解体関係団体の派遣・支援要請を行う。

3 がれき・残骸物の処理

解体に伴い発生するがれき・残骸物の処理については、静岡県がれき・残骸物処理マニュアルに従って迅速・適正に処理する。県は、対策組織の設置、情報の収集、関係団体への協力要請、市町への処理方針への周知を行う。市町は収集・運搬方法、処分先・処分方法、必要な処理施設などを検討し、「市町がれき・残骸物処理計画」を策定し、危険性、緊急性、公正性等に配慮の上、優先順位を定め計画的に処理する。

仮置場、仮設処理場、処理施設の確保が重要となる。また、処理に当たっては廃棄物の分別・リサイクル、アスベストの除去などに留意が必要である。

4 災害時における応急対策業務に関する協定書の解体関係団体との協定締結

県は「被災建築物の緊急解体マニュアル」に基づき、静岡県建設解体業団体連合会、静岡県重機建設業組合及び静岡県クレーン建設工業組合と平成 14 年 5 月 28 日に「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結した。

突発地震も考えられることから、常日頃から出動可能な重機台数・人員等を把握するために解体関係団体とは密接な連絡体制を構築している。

また、平成 19 年 6 月、静岡県建設解体業団体連合会の静岡県解体工事業協会への改組、平成 21 年 10 月 1 日同協会の一般社団法人化に伴い協定を締結し直した。

5 今後の対応

県内市町へ本マニュアルの広報を通じて、市町自ら解体関係団体との「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結するよう指導していく。

(件名)

第4次地震被害想定策定の策定

(静岡県)

1 背景

東日本大震災を踏まえ、国の中央防災会議に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、昨年9月末に、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討するという新たな地震・津波対策の考え方を公表した。

この考え方に基づき、内閣府は「南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）に係る検討会」を設置し、南海トラフの巨大地震モデルの想定震源域・想定津波波源域の設定の考え方を昨年12月28日に示し、本年3月31日に最大クラスの地震動と津波の高さを公表した。

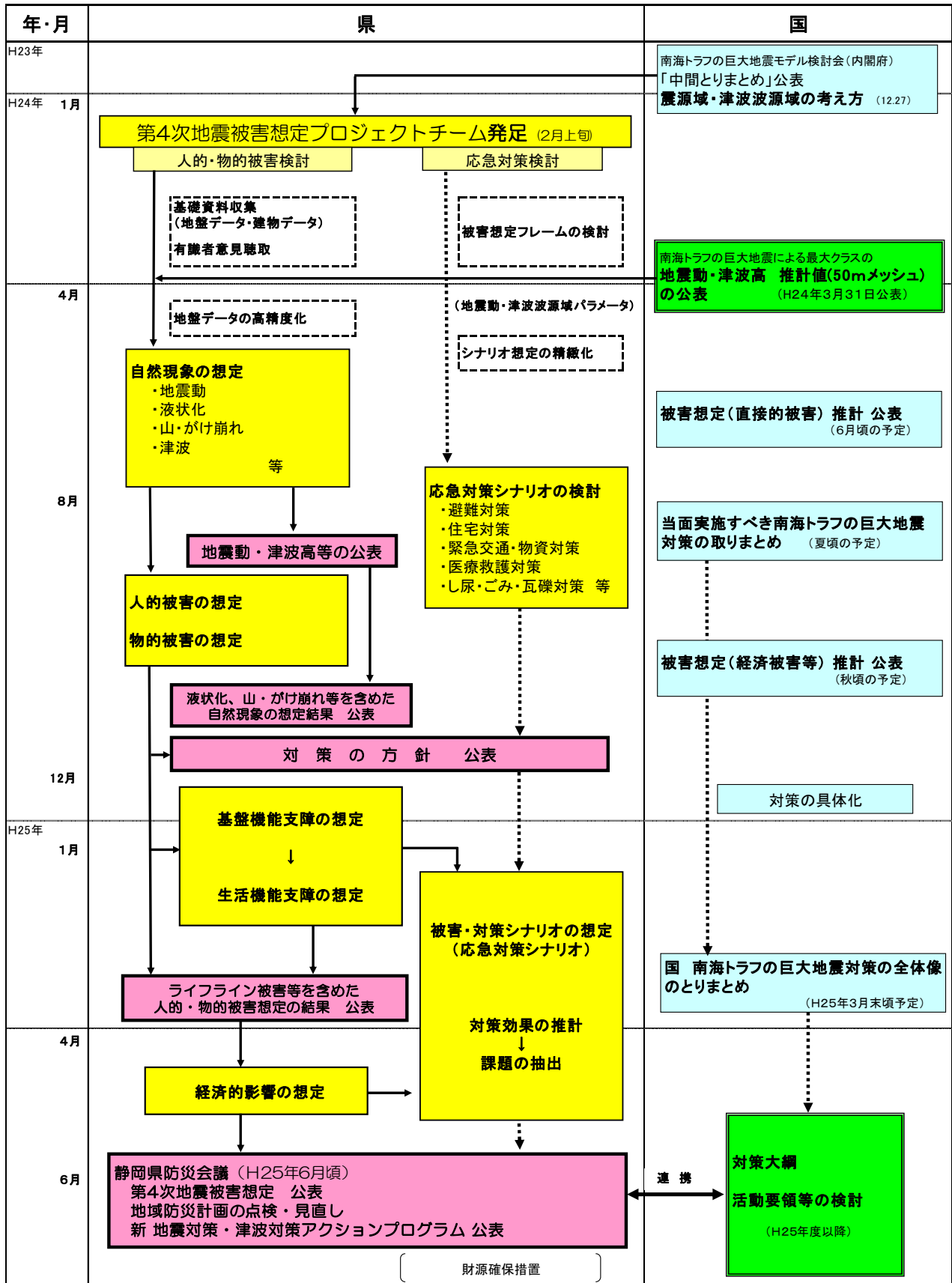
2 概要

静岡県第4次地震被害想定策定に向け、部局長クラスで構成する「静岡県第4次地震被害想定策定会議」と担当課長クラスで構成する「静岡県第4次地震被害想定策定会議幹事会」の合同会議を開催し、平成25年6月の県防災会議での公表を目途に、各部局が協力し、市町の意見を取り入れながら被害想定を策定していくことで合意した。

3 第4次地震被害想定策定の検討内容

区 分	内 容
自然現象の想定	(地震動計算・評価) ・国の検討結果に基づく地震動の解析→震度分布等の評価 (液状化危険度評価) ・第3次地震被害想定以降の地形の人工改変等の検討 ・地震動解析結果に基づく液状化危険度評価→液状化危険度の分布 (津波計算・評価) ・津波解析のためのモデル作成 → 最大高、到達時間、浸水範囲・浸水高等 ・津波の解析(遡上計算を含む) → ハザードマップ作成のための基礎資料
人的・物的被害の想定	・自然現象の想定結果に基づく、人的・物的被害の想定を行う。
被害・対策シナリオの検討・想定	・自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ ・避難対応シナリオ ・医療需給の過不足に対応するシナリオ ・住宅対応(応急仮設住宅・恒久住宅)シナリオ ・鉄道・道路・港湾・空港等の交通対応シナリオ ・緊急物資(食料、生活必需品、応急復旧資機材)対応シナリオ ・ライフラインの被災・復旧シナリオ ・し尿・ごみ・がれき処理対応シナリオ ・大規模地震に連続して富士山噴火が発生した場合の応急対策に関するシナリオ ・大規模地震に連続して浜岡原子力発電所で事故が発生した場合の応急対策に関するシナリオ

「静岡県第4次地震被害想定」策定スケジュール



県有施設の耐震化の現状について

愛知県が所有する建築物の平成23年8月末現在における、耐震診断、耐震改修の状況を報告します。

現在の県有施設の耐震診断・耐震改修については、平成18年度策定しました「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築耐震プラン2015－」に基づき公表するものです。

なお、県有施設の耐震化の状況は、個々の建物ごとにインターネットで確認できます。

1. 対象建築物

昭和56年以前に建築された愛知県が所有する建築物（旧耐震基準建築物）であって、以下の条件に該当するもの。

（1）一般県有施設

非木造で、床面積200㎡以上の多数の者が利用する建物（防災拠点施設を含む）

（2）病院事業庁施設

全ての病院施設

（3）県営住宅

全ての県営住宅

（4）県立学校

高等学校及び特別支援学校の200㎡以上の建物

ア）校舎（普通教室、特別教室、管理諸室）

イ）体育館・武道場等

（5）企業庁施設

水道施設管理本館

2. 耐震化の現状

施設区分		対象建築物 棟数(a)	耐震性能がある建築物棟数 【耐震診断の結果耐震性能が ある+耐震改修等】(b)	b/a
一般県有施設	庁舎	42	35	83%
	病院・保健所	19	16	84%
	警察署	55	43	78%
	県民利用施設	180	104	58%
	その他	197	121	61%
病院事業庁施設		17	12	71%
県営住宅		797	789	99%
県立学校	高等学校	801	437	55%
	特別支援学校	120	115	96%
企業庁施設		17	17	100%
合 計		2, 245	1, 689	75%

※個々の施設の状況は別添「**県有施設耐震化状況一覧表**」によります。

※耐震性能がある建築物棟数は「**県有施設耐震化状況一覧表**」の区分A、一般県有施設の区分B※、C※、C※※、及び県営住宅のB※、C※、☆、並びに耐震改修済みの合計です。

3. 県有施設耐震化状況一覧表の解説

(1) 最小 I s 値について

I s 値（構造耐震指標）は構造体の耐震性能を表す指標で、建物の各階の梁間及び桁行方向それぞれについて算定されます。建物の評価に際してはこれらの数値のうち最も低い数値を採用しています。

(2) 区分について

耐震診断を実施した時点の最小 I s 値により、次の表に基づき区分しています。

区分	一般県有施設	県営住宅	県立学校	企業庁施設
A	0.6 以上 (0.8 以上)	0.6 以上	0.7 以上	0.6 以上 (0.8 以上)
B	0.3 以上 0.6 未満 (0.8 未満)	0.3 以上 0.6 未満	0.3 以上 0.7 未満	0.3 以上 0.6 未満 (0.8 未満)
C	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
備考	区分の記号に付随する「※」や「☆」については、一覧表の解説を参照 () 書きは1次診断結果Is値			

(3) 大規模地震に対する安全性の評価について

区分	耐震安全性の評価
A	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
C	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

4. 対象建築物の耐震化の目標

B区分、C区分の建築物（B※、C※、C※※、☆を除く）については、平成27年度までに耐震性を確保していきます。（取壊し等を含む）

5. 窓口

	担当課	担当グループ(担当者)	電話番号	県庁内線
一般県有施設 (県立病院・警察施設除く)	建設部建築担当局公共建築課	業務・計画 G	954-6593 (直通)	2853
一般県有施設 (警察施設)	警察本部総務部施設課	施設課	951-1611 内線 2261,2282	
病院事業庁施設	病院事業庁管理課	総務・管理 G	954-6306 (直通)	5154 5165
県営住宅	建設部建築担当局公営住宅課	計画・指導G	954-6572 (直通)	2792 2796
県立学校	教育委員会事務局財務施設課	整備 G	954-6765 (直通)	3836 3841
企業庁施設	企業庁管理部総務課	広報・企画 G	954-6494 (直通)	5613 5696

6. その他

県有施設耐震化状況一覧表については、住宅計画課のホームページ
(<http://www.pref.aichi.jp/jutakuukeikaku/>) で順次更新していきます。

平成23年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の概要

1. 調査の体制

この調査は愛知県防災会議地震部会が行ったものである。調査に当たっては、地震部会のもとに「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の指導助言及び防災局アドバイザーの助言のもとに、本県が事業者に調査を委託した。調査は事業者内に各部門ごとのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置して行った。平成23年度に設置したWGは、①防災戦略WG、②ハザード評価WG、③リスク評価WG、④災害対応WG、⑤災害情報WG、⑥教育・啓発WGである。

2. 調査結果の概要

（1）災害対応力の確認

本県の災害時の対応力について状況把握を行った。

1）行政対応力

災害時に復旧・復興のため必要となる人的資源、物的資機材、避難場所、医療体制、埋火葬能力並びに廃棄物処分についてとりまとめた。また、広域災害であることを踏まえ周辺県のデータについても収集した。調査項目については資料8-1のとおり。

2）市民・企業対応力

消防団、自主防災組織、防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター、災害応援協定を結んでいる企業、ボランティア団体についてとりまとめた。調査項目については資料8-2のとおり。

（2）東日本大震災の対応状況の確認

東日本大震災を踏まえ、愛知県における東海・東南海・南海地震等の発生時を想定し、今後検討が必要と考えられる災害対応の各項目について、対応内容及び必要な事前準備を整理した。整理結果については資料8-3のとおり。

（3）過去の津波浸水範囲に関する歴史的・地質学的資料収集

過去の地震における津波の遡上高等について、歴史的資料及び文献を整理し、影響範囲を調査した。また、地質学的資料を収集するため、津波堆積物調査を10地域で行った。その概要は、資料8-4のとおり。

（4）地盤データの収集

県内のボーリングデータ等の地盤調査データを収集した。また、隣県のボーリングデータについては、静岡県、岐阜県及び三重県から利用について承諾を得ている。

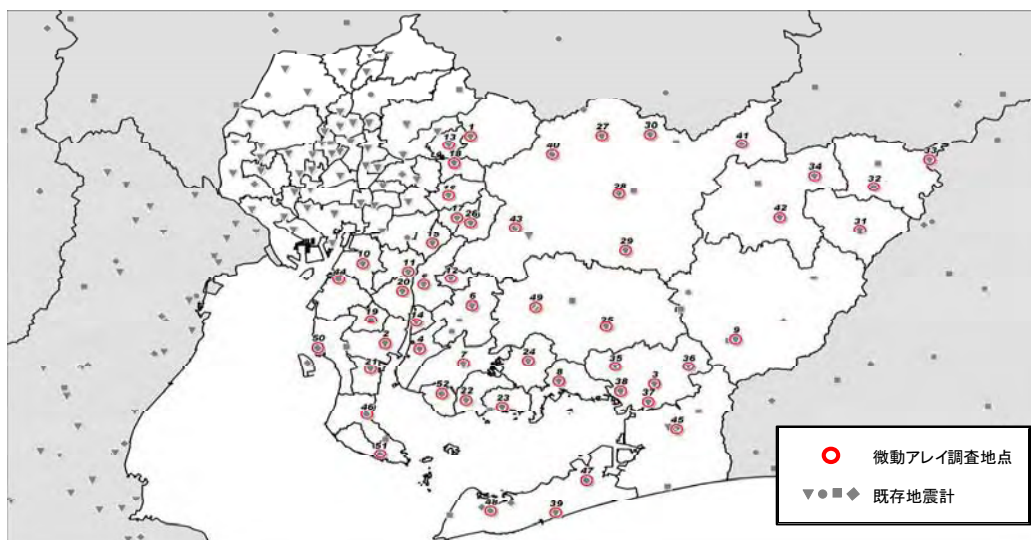
(5) 地盤モデルの高度化のための地盤調査

地盤モデルを補完するために、データの少ない岡崎平野及び豊橋平野並びに三河山地以東の山間地域において微動アレイ探査及び単点微動調査を行った。

1) 微動アレイ探査

微動に含まれる表面波（レイリー波）を多地点で同時測定・解析することにより、地盤のS波速度構造を求めるものである。

知多半島地域及び三河地域の震度観測が行われている市町村役場を中心に 52 地点で複数の計器を置いて同時に測定して、地盤の揺れやすさや地下の構造を調べた。

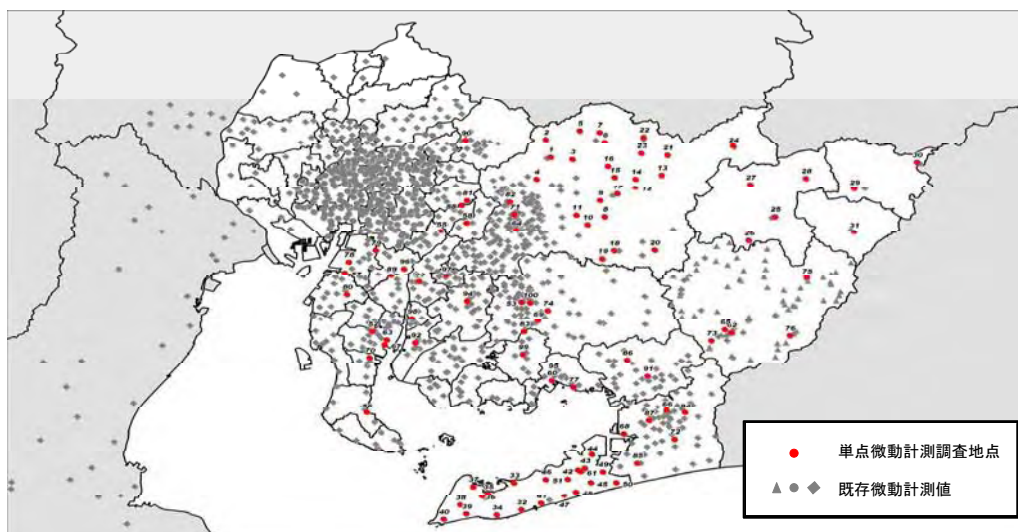


微動アレイ探査位置図

2) 単点微動調査

単独の地点で常時微動を測定し、その卓越周期から地盤構造を推定するものである。

知多半島地域及び三河地域における既存の単点微動計測と重複しないように 100 地点に単独の計器を置いて測定し、地盤の揺れやすさを調べた。



単点微動調査位置図

(6) 津波計算のための地形、堤防等のデータの作成及び津波による被害予測のデータ整理

次に掲げる資料の整理を行った。

- ・海岸における 3D 電子地図（グリッドデータ、写真地図データ、位置情報ファイル）
- ・沿岸部航空レーザプロファイル
- ・河川域の航空レーザ測量成果
- ・河川縦横断測量成果
- ・港湾における船舶の数量、取り扱う貨物の種類やその取扱量、コンテナ取扱量、港の物流に関する施設やレジャー施設
- ・漁港における船舶の数量、水産施設
- ・養殖地域の生産量
- ・農業地域の生産量

(7) 被害予測のためのデータ収集

被害予測のためのデータとして以下のデータについて収集を行った。

項 目	内 容
建物データ	市町村課税データ（町丁名、用途、建築年代、構造種別、階数、面積）
火災関係データ	国土数値情報土地利用細分メッシュデータ
上水道データ	県内水道事業者から管種・管径別の施設延長、制水弁箇所数、上水道需要家数
下水道データ	流域下水道及び公共下水道について、管種・管径別の施設延長及び下水道処理区域人口
電力・ガスデータ	（事業者において検討し、結果の提供を得る。）
交通施設データ	道路…緊急輸送路網図、地震対策の状況 鉄道…事業者において検討し、結果の提供を得る。 港湾…港湾の位置、耐震化状況 空港…空港・ヘリ離着陸場所の位置
崖、斜面、造成データ	土砂災害情報データ
危険性物質施設データ	危険物取扱施設、毒物・劇物製造所、火薬類・煙火製造所、高圧ガス大量保有事業所、放射性物質保有事業所、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所
人口データ	国勢調査データ、パーソントリップ調査データ

県有建築物の耐震化の状況と耐震化計画について

防災危機管理部 地震対策室

1 概要

県有建築物の耐震化計画とは、本県が所有する建築物のうち、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設された建築物の耐震化を推進するため、防災上の重要度による優先順位をつけて、平成26年度末までに耐震化を完了させる計画です。

この耐震化計画による平成23年4月1日現在の耐震化の状況と平成23年度以降の耐震化計画がまとまりましたので公表します。

対象建築物 ※非木造で延べ床面積200㎡を超えるもの。
 ※県営住宅に関しては、延べ床面積200㎡未満も含む。
 ※小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。
 ※平成26年度末までに、建替や売却、除去等による用途廃止の計画があるものを除く。

2 県有建築物の耐震化の状況

(1) 対象建築物の状況

対象建築物棟数は、平成22年度に新たに対象となった21棟を追加し、726棟となりました。

(2) 耐震診断の状況

対象建築物726棟のうち、未診断棟数は20棟あり、耐震診断率は、97.2%です。※診断率については警察本部所管の職員住宅20棟が新たに対象建築物として計上されたことにより、昨年度より低下しました。

(参考) 平成21年度：100%

(3) 耐震化の状況

対象建築物726棟のうち、耐震化済棟数は673棟あり、耐震化率は、92.7%です。※耐震化率については、新たに対象建築物として21棟計上されたことにより、昨年度より低下しました。

(参考) 平成21年度：93.4%

(表-1) 県有建築物の耐震化の状況

(平成23年4月1日現在)

年度	対象建築物棟数	耐震診断の状況			耐震化の状況		
		耐震診断済棟数	未診断棟数	診断率	耐震化済棟数	耐震化未対応棟数	耐震化率
	①	②	① - ②	②/①	③	① - ③	③/①
22	726棟	706棟	20棟	97.2%	673棟	53棟	92.7%

3 耐震化計画について

(1) 耐震化に向けた優先順位の設定

耐震化の優先順位は、防災上の重要度による分類（表－２参照）に応じて、A－Ⅰ類、B－Ⅰ類、A－Ⅱ類、B－Ⅱ類、C－Ⅰ類の順に目標年度を分けて耐震化を図ります。

なお、防災上優先すべき施設は、A－Ⅰ類とB－Ⅰ類に分類されています。

(2) 耐震診断

C－Ⅰ類のうち、未診断２０棟については、平成２４年度に１０棟、平成２５年度に１０棟の耐震診断を予定しており、診断結果により耐震化の実施年度を設定します。

(3) 耐震化

耐震化未対応の３３棟については、下記のとおり耐震化を進めます。

- ・ 防災上優先すべきA－Ⅰ類（１棟）については、平成２２年度に耐震改修工事に着手しており、平成２３年度中に完了する予定です。（B－Ⅰ類は耐震化が完了しています。）
- ・ その他のA－Ⅱ類（５棟）、B－Ⅱ類（２５棟）、C－Ⅰ類（未診断２０棟を除く２棟）については、平成２６年度を目途に耐震化を進めます。

(4) 計画の進捗管理

耐震化状況を踏まえ、適宜計画を見直します。

（表－２）防災上の重要度による分類及び耐震化の状況内訳

類	用途分類	類	重要度による分類	対象建築物棟数	耐震診断済棟数	耐震化棟数
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署等	Ⅰ	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	１３４棟	１３４棟	１３３棟 (未 １棟)
		Ⅱ	Ⅰ以外の建築物（附属建築物等）	２７棟	２７棟	２２棟 (未 ５棟)
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	Ⅰ	主として避難施設として使用される建築物	８棟	８棟	８棟
		Ⅱ	Ⅰ以外の建築物（附属建築物等）	２７８棟	２７８棟	２５３棟 (未 ２５棟)
C	A, B類以外の施設	Ⅰ	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	２７９棟	２５９棟 (未 ２０棟)	２５７棟 (未 ２２棟)
計				７２６棟	７０６棟 (未 ２０棟)	６７３棟 (未 ５３棟)

平成23年度緊急津波対策事業及び今後の津波対策

1 津波避難ビル追加指定

5/21に行われた緊急津波避難訓練のアンケートを6月末までに集計し、候補地を選定。7月から現地調査及び所有者への交渉を行い、現在49施設の追加指定を行った。津波避難ビルの追加指定については、今後も引き続き行っていく。

	平成22年度末 時点指定数	12月末現在 追加指定数	内 民間施設	内 公共施設	1～3月追加 指定予定数	平成23年度末 指定数計
駿河区	4	23	11	12		27
清水区	53	28	6	22	2	83
合 計	57	51	17	32	2	110

【かわはら会館】



【広野病院】



【アンピアタクシー】



【東海大翔洋】



なお、津波避難ビルに関しては、市の指定要件には適さないが、地元独自に所有者等へ交渉をし、近隣の住民が避難することについて了承を得ている施設があり、各自治会等へ照会をした結果150を超える施設があった。これらの施設についても公表はできないが、今後の津波避難対策における参考としていく。

2 津波避難ビルマップの作成

市で指定した津波避難ビルの位置が分かるように津波避難ビルマップを作成し、4月1日付で駿河区、清水区の家庭に全戸配布を、葵区には組回覧を行った。



3 各標識板の設置

① 津波避難ビル標識板

新規に指定した避難ビルより所有者等との協議が整い次第順次設置を進めている。

H23.12月末まで設置済数	H24.4月末まで設置済数	合 計
12	41	53

【津波避難ビル標識板】



【津波避難ビル標識板（小・中学校）】



既存の津波避難ビルの老朽化標識板の取替及び増設は、所有者等と協議が整ったものから順次実施している。

	12月末まで設置済数	3月末まで設置済数	合 計
取替	30	5	35
増設	38	4	42

【旧津波避難ビル看板】



【新津波避難ビル看板】



② 海拔表示標識

○道路照明灯・電柱などへの海拔表示

7月、海拔表示標識デザインの確定、8月中旬、製作設置業者を決定。

図上より選定した設置予定場所を基に現地踏査、地元自治会等との意見交換を実施し、設置場所を確定し、現在設置作業を進めている。

12月末まで設置数	1～2月設置数	合 計
約1,000	約2,000	約3,000

【11月25日設置1枚目（清水駅みなと口）】



【12月14日蒲原市民センター前】



○ 避難地標識板・案内板への海拔表示

9月初旬より設置場所調査を行い、9月中旬業者発注。 77枚設置（11月末）

○ コンビニエンス・ストアへの海拔表示

コンビニエンス・ストア5社の協力により沿岸部の58店舗へ設置（8月末）

【避難地看板への海拔表示】



【コンビニ海拔表示】



○ 市民が集まる沿岸部生涯学習交流館（清水区）17施設への海拔表示を設置。

③ 津波警告標識板

8月中旬より現地調査・台帳整備を行い、9月中旬（9/21）制作設置業者決定。

53基の内⇒36基取替設置（1月末まで）

④ 津波避難ビル案内板

10月初旬より設置場所を調査し、箇所数を決定。10月末製作・設置業者決定。

平成24年3月31日までに設置。

【津波警告標識板】



【津波避難ビル案内板（案）】



4 津波避難場所に関する協定

緊急避難場所として駿河区の東名高速道路のり面を使用できるように、中日本高速道路㈱と「津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」を11月9日に取り交した。協議は7月中旬より中日本高速道路㈱東京支社 静岡保全・サービスセンターと行った。

また、清水区の興津地区の東名高速道路のり面について平成24年2月29日に中日本高速道路㈱東京支社 静岡保全・サービスセンターと協定を締結した。

【11月9日協定締結式】



【12月4日避難訓練】



今後、進入方法や安全対策について引続き中日本高速道路㈱と協議を進める。

5 津波に関する講演会の開催

第1回 7/30 グランシップ 静岡大学防災総合センター 原田賢治専任准教授

「津波災害の特徴と津波防災対策～東日本大震災の津波災害から対策に向けて～」

約400名の市民参加

第2回 11/20 市民文化会館 静岡大学防災総合センター 牛山素行専任准教授・副センター長

「自然災害と避難について」 約350名の参加

第3回 12/18 市民文化会館 群馬大学工学部教授 静岡大学防災総合センター 片田敏孝客員教授

「想定外を生き抜く力を育む防災教育～釜石市での津波防災教育に学ぶ～」

約750名の参加

【第1回】



【第3回】



6 その他

① 海拔（地盤高）情報提供システム

ウェブサイトから、市民向けに静岡市内の海拔（地盤高）情報を提供するシステムを構築する。11月中旬業者決定。2月1日サイト公開。

② 津波避難対策検討業務

国勢調査、都市計画基礎調査等の資料を活用し、津波対策区域内の避難に関する事項の整理・分析を行い、津波避難困難区域の把握と、津波避難困難区域における津波避難対策案の作成などを行う。11月下旬業者決定。3月末完了。

③ 同報無線子局の整備

沿岸地域において、特に同報無線の放送が聞き取りにくいとされた区域を調査し、駿河区3箇所、清水区2箇所を選定し同報無線子局の増設を行う。

また、同報無線設置後29年が経過し、受信装置の老朽化が著しい蒲原地区5箇所、由比地区6箇所の受信装置の交換を行う。

12月契約、3月末完了。

【今後の津波対策】

1 津波避難施設の整備

津波避難対策検討業務から洗い出した津波避難困難地域を基に地元の意見を聞きながら津波避難施設の設置場所を確定し、優先度の高い地区より順次設置を行っていく。

2 民間施設への津波避難機能拡充に対する助成制度

民間施設において、外階段、屋上フェンスなどを設置することにより、津波避難ビルとしての機能拡充が図られる施設の整備費に対し助成を行い、民間施設を津波避難ビルとして有効活用をする。

3 津波避難マップの作成

平成24年夏ごろ発表される津波推定高及び平成25年6月ごろ県より発表される第4次被害想定を基に、避難行動の基本を策定し市民に周知していく。



公共建築物の耐震対策の現状に係る一覧表の更新

＜耐震化率は89.0%になりました＞

都市局建築部 建築総務課

平成24年4月1日現在で、東海地震に耐えられると判断される建築物の割合（耐震化率）は、89.0%となりました。前回公表時から1.0ポイント向上しました。（88.0% → 89.0%）

本市が所有する公共建築物の耐震対策実施状況と耐震性能について、平成23年度に実施した耐震補強工事・新築・解体等により変更となった建築物に関するデータを更新しました。

1 ＜平成24年4月1日現在＞ 公共建築物の耐震化の現状(1,229棟)

	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設		全体棟数
分類	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	診断予定	解体予定	
棟数	558	536	74	44	3	14	1,229
	1,094		118		17		
耐震化率	89.0%						

※全体棟数については、一般施設の新築7棟、学校施設の新築1棟、合計8棟の増、解体により11棟の減、よって3棟の減で昨年度の1,232棟から 1,229棟となりました。

2 ＜平成23年4月1日現在＞ 公共建築物の耐震化の現状(1,232棟)

	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設		全体棟数
分類	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	診断予定	解体予定	
棟数	549	536	77	52	3	15	1,232
	1,085		129		18		
耐震化率	88.0%						

3 公表の方法

区単位、施設単位で表した「公共建築物の耐震化の現状(一覧表)」を次の方法で公表します。

- (1)都市局建築部 建築総務課のホームページ掲載のデータを更新します。
- (2)各区役所の総務・防災課の「市政情報コーナー」で、閲覧ができます。

4 ホームページ掲載データの見方

- (1)建築物の耐震性能に基づくランク付け

建築物の耐震性能のランク付けは、静岡県で策定した判定基準に基づき、耐震性能を4段階

(I a、I b、II、III)に分類しました。

- (2)各ランクの耐震性能

分類	東海地震に対する耐震性能
I a	耐震性能が優れている建物($I_s/E_T \geq 1.25$) 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
I b	耐震性能が良い建物($I_s/E_T \geq 1.0$) 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
II	耐震性能がやや劣る建物($I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$) 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
III	耐震性能が劣る建物($I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$) 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

I_s : 構造耐震指標 E_T : 耐震判定指標値

※ 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物の分類は I a ・ I b ・ II となります。

- (3)公表対象建築物

国の中央防災会議が発表した「東海地震対策大綱」に基づき、市が所有する建築物の内、居室を有する200㎡以上の建築物と都市の機能として必要な主要建築物について、耐震対策の実施状況と耐震性能を公表しています。

- (4)所管課、施設名称等の表示

『耐震対策の状況と耐震性能の一覧表』の中の、所管課、施設名称等については、平成24年4月1日現在のものを表示しています。

5 耐震化率の推移

年 度	耐震化率(%)
平成23年度	88.0
平成22年度	86.6
平成21年度	84.1
平成20年度	80.8
平成19年度	78.6
平成18年度	71.3
平成17年度	68.3
平成16年度	67.4

公共建築物の耐震対策の現状

平成 2 4 年 5 月

静 岡 市

目 次

1	要旨	1
2	公共建築物の耐震対策の現状	2~3
3	公共建築物の耐震化率	4
4	耐震対策の状況と耐震性能の一覧表	

一般公共施設

葵区	5~11
駿河区	12~15
清水区	16~21

学校施設

葵区	22~27
駿河区	28~31
清水区	32~36

1 要旨

(1) この資料は、災害時に市民が的確な判断を行うことができるようにするため、静岡市が所有する建築物（以下「公共建築物」という）の東海地震に対する耐震性能を示したものです。

(2) 今回の公表は、公共建築物約4, 200棟の中から、居室を有する200平方メートル以上の建築物と、都市の機能として必要な主要建築物の1, 229棟を対象とします。

なお、以下の建築物は除きました。

- ① 地下建築物（駐輪場等）
- ② 高架の工作物内に設ける建築物（鉄道高架下駐輪場等）
- ③ 民間建築物内の公共の施設

(3) リストの公表により、次の二点を明らかにします。

- ① 静岡市が推進している公共建築物の耐震対策の現状
- ② 市民に知らせるべき公共建築物の名称、建設年度、耐震性能等

(4) 耐震性能の分類は、東海地震に対する強さを4段階に分けています。

- ① I a 及び I b は、東海地震に対する耐震性能を有している建築物です。
- ② II 及び III は、東海地震に対して、耐震対策が必要となる建築物です。

(5) 今後の対策として、平成27年度末までに、補強・建替・解体の耐震対策を順次実施していきます。

※1 居室

建築基準法第2条第4号に示す「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」を言います。例えば、事務室、会議室、展示室、劇場、教室、体育館、水泳場等は「居室」であり、一時的に使用するような便所、倉庫、車庫、廊下などは居室ではありません。

2 公共建築物の耐震対策の現状

(1) 耐震対策の現状

昭和53年6月に「大規模地震対策特別措置法」が制定され、昭和54年8月には静岡県全域とこれに近接する地域が、「地震防災対策強化地域」に指定されました。

阪神・淡路大震災においては、防災拠点となる庁舎や消防署、避難所となる学校等の施設も被害を受け、災害応急対策の実施に多大な影響を与えたことから、公共建築物の耐震対策は早急に取り組むべき重要な課題となっています。

また、平成15年5月の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月に東海地震緊急対策方針が閣議決定されました。

こうした状況の中で静岡市は、公共建築物の耐震対策について昭和57年度から実施し、平成8年には阪神・淡路大震災の状況を踏まえて、公共建築物の耐震対策に関する基本方針を定めて耐震対策の推進をしてまいりました。

さらに、市民の皆さまが安心して公共建築物を利用できるように、引き続き耐震対策を推進してまいりたいと考えております。これからも皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(2) 公表の目的

地震発生時等に市民の皆さまが、避難等の的確な対応を取るためには、自宅だけでなく、災害時の拠点となる学校、病院、市役所などの公共建築物の耐震性能の把握も不可欠であることから、平成16年9月に公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性能に係るリストを作成、公表し毎年度更新しています。

また、平成22年1月より、不特定多数の市民が利用する建築物の出入口に「東海地震に対する耐震性能に応じた警戒宣言発令時等の留意事項を記載したラベル」を取付けております。

今後、耐震対策を実施した建築物のラベルの取替及び新築した建築物のラベルの取付を随時、実施していきます。

(3) 耐震性能の評価

市が所有する公共建築物について次の判定基準により、耐震性能を評価しました。

ア 旧基準の建築物

(昭和 56 年 5 月 31 日以前に旧耐震基準で建築された建築物)

- ・ 静岡県耐震診断判定基準 (1998 年版) による静岡県の耐震判定指標値を用いて評価する。

イ 新基準の建築物

(昭和 56 年 6 月 1 日以降に新耐震基準で建築された建築物)

- ・ 静岡県建築構造設計指針・同解説 (1998 年版) により評価する。
- ・ 静岡県建築構造設計指針・同解説 (2002 年版) により評価する。

(4) 東海地震に対する建築物の分類

分類	東海地震に対する耐震性能
イチエー I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
イチビー I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
ニ II	耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
サン III	耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

＊ 建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。

＊ 「旧基準の建築物」は、耐震診断の結果に基づいて耐震性能により 4 段階 (I a、I b、II、III) に分類する。

＊ 「新基準の建築物」は 2 段階 (I a、I b) に分類する。

3 公共建築物の耐震化率

平成24年4月1日 現在

(1) 公共建築物 全体

	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設		全棟数 計
分 類	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	診断予定	解体予定	
棟 数	558	536	74	44	3	14	1,229
	1,094		118		17		
構成比(%)	45.4%	43.6%	6.0%	3.6%	0.3%	1.1%	
耐震化率	89.0%		前年 88.0%				

(2) 上記(1)の内訳

① 一般公共施設

	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設		棟数 計
分 類	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	診断予定	解体予定	
棟 数	248	420	21	39	3	14	745
	668		60		17		
構成比(%)	33.3%	56.4%	2.8%	5.2%	0.4%	1.9%	
耐震化率	89.7%		前年 87.9%				

② 学校施設(小学校、中学校、高等学校、幼稚園)

	耐震対策済施設		耐震対策必要施設			未診断施設		棟数 計
分 類	I a	I b	Ⅱ①	Ⅱ②	Ⅲ	診断予定	解体予定	
棟 数	310	116	53	0	5	0	0	484
	426		53	5		0		
構成比(%)	64.1%	24.0%	10.9%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	
耐震化率 文科省補助基準以上	99.0%							
耐震化率	88.1%		前年 88.1%					

静岡市公共建築物耐震対策推進計画

◆昭和 56 年 5 月以前に建設された建築物が対象です◆

平成 2 4 年 5 月

静 岡 市

目 次

「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」

1 趣旨	1
2 基本方針の策定	1
3 耐震性能の周知	1
4 耐震対策の推進体制	2

「公共建築物耐震対策に関する基本方針」

1 目的	3
2 対象施設	3
3 耐震対策の種類	3
4 耐震補強の目標	3
5 耐震対策の実施計画	3
6 耐震対策の実施期間	3
7 耐震補強工事の内容	3
8 耐震対策の見直し	3
別表 1－1 耐震対策対象施設（一般公共施設）	5
別表 1－2 耐震対策対象施設（学校施設）	7
別表 2 耐震対策対象施設（学校施設） 【文部科学省補助基準以上の施設 I_s 値 ≥ 0.7 】	8
別表 3 用途区分及び用途係数	9
別表 4 構造耐震指数による分類	9
別表 5 建築物の用途分類	10
別表 6 耐震対策の総合順位	10

静岡市公共建築物耐震対策推進計画

1 趣 旨

昭和53年6月に「大規模地震対策特別措置法」が制定され、昭和54年8月には静岡県全域とこれに近接する地域が「地震防災対策強化地域」に指定された。

これ以後、旧静岡市と旧清水市では、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」の規定に基づき、地震防災施設緊急整備計画を盛り込んだ地域防災計画を策定した。

そして、昭和57年度には、旧両市において学校施設から耐震対策を実施してきた。

旧静岡市では平成8年8月に「第1次公共施設耐震対策に関する基本方針」及び平成14年3月に「第2次公共施設耐震対策に関する基本方針」を定めて耐震対策対象施設を公表し、旧清水市では平成15年3月に「清水市公共施設耐震計画」を定めて、それぞれ耐震対策を推進してきたところであるが、平成15年5月に国の中央防災会議において「東海地震対策大綱」（以下「大綱」という。）が策定され、耐震化対策や災害発生時の活動体制の構築など、人命に密接に関わる対策は、できる限り速やかに実施することとされた。

そこで静岡市は、合併前に両市が進めてきた耐震対策の現状把握と推進体制の整合を図り、将来に向けた「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定すると共に、静岡市地域防災計画への反映を図るものとする。

2 基本方針の策定

公共施設等重要な施設の耐震診断及び耐震化の緊急実施が大綱に示されたことをうけて、本市において耐震対策を推進する上での方向性を定めるため、旧静岡市と旧清水市における基本方針を基に、現在の状況を踏まえた検討を加え、「公共建築物耐震対策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

策定にあたっては、昭和56年5月31日以前の建築基準法に定められた基準で建築された建築物のうち、防災上主要な施設としてこれまで耐震対策の対象としてきた建築物の推進状況を調査し、対象施設、耐震補強の目標、計画と実施の考え方、補強工事の内容、見直し方法など8項目について再度整理を行うものとする。

3 耐震性能の周知

大綱において、地域住民が的確な対応をとるためには、公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性にかかるリストを作成し、住民に周知することとされた。

本市が所有する建築物については、耐震性能の現状把握を行うと共に、項目を整理してリストを作成し、市民に公表すると共に、不特定多数の市民が利用する市有建築物の出入口に「東海地震に対する耐震性能に応じた警戒宣言発令時の留意事項を記載したラベル」を取付け、周知を図るものとする。

なお、このリストをもとに、これまでの実施計画との整合を図り、緊急度や重要度を考慮して耐震対策を実施するものとする。

4 耐震対策の推進体制

推進計画と基本方針は、公共建築物耐震対策検討委員会設置要綱（平成16年5月17日施行）に基づく公共建築物耐震対策検討委員会を設置して、策定するものとする。

地震対策をより効果的、効率的に推進するためには、的確な目標の設定と重点的な事業の実施が必要である。このため対象建築物を所管する担当各部局は、推進計画と基本方針に基づき事業を計画すると共に、庁内関係課と協議し、市の総合計画及び地域防災計画との整合を図りつつ、実施して行くものとする。

またこの計画は、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行い、耐震対策を推進して行くものとする。

5 施行期日

この計画は、平成16年9月6日から施行する。

この計画は、平成22年6月1日から施行する。

公共建築物耐震対策に関する基本方針

1 目的

市民の生命及び安全の確保を図るため、「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」に基づき、静岡市が設置し管理する建築物に対し、今後実施する耐震対策に関する基本的な方針を定める。

2 対象施設

耐震対策の対象施設は、別表 1-1、1-2 及び別表 2 の耐震対策対象施設とする。

3 耐震対策の種類

耐震対策は、耐震診断の結果に基づき補強、建替、解体の 3 種類とする。

なお、建替は耐震性能が低いもののみとする。

4 耐震補強の目標

耐震補強は、原則として静岡県耐震診断判定基準による耐震判定指標値以上となるよう措置する。耐震判定指標値の算定における用途係数は、原則として別表 3 によるものとする。

5 耐震対策の実施計画

耐震対策の計画の実施にあたっては、耐震対策対象施設を別表 4 の構造耐震指標による分類及び別表 5 の建築物の用途分類により整理し、原則として、別表 6 の耐震対策の総合順位を基本として実施する。ただし、実施にあたっては財政状況、施設の状況、事業計画等の条件を考慮するものとする。

6 耐震対策の実施期間

耐震対策は、静岡市総合計画との整合を図りながら、平成 27 年度末の完了を目標とする。

なお、対象施設の管理者は、関係部局と調整を図り、計画を着実に実施するものとする。

7 耐震補強工事の内容

耐震補強工事については、原則として建築物内部の一般改修工事を含まないものとする。

ただし、耐震補強工事に合わせて建築物内部の改修を行う場合は、緊急性や経済性を十分考慮した上で計画する。

8 耐震対策の見直し

情勢の変化により耐震対策が必要となる建築物及び耐震性能の調査により、耐震対策が必要と判断された施設については、緊急性や将来計画等を考慮して、対象施設として別表 1-1、1-2 又は別表 2 に追加するものとする。

附則

この方針は、平成16年 9月 6日から施行する。

この方針は、平成17年 8月26日から施行する。

この方針は、平成20年11月19日から施行する。

この方針は、平成21年 7月 8日から施行する。

この方針は、平成22年 6月 1日から施行する。

この方針は、平成23年 6月 1日から施行する。

この方針は、平成24年 5月30日から施行する。

別表 3

用途区分及び用途係数（耐震対策の範囲と分類）

用途区分		施設用途	用途係数
1	避難が困難な者を収容している施設	人命、災害時要援護者尊重の立場から、健常者よりも非健常者を守らなければならないと判断して重要な施設、警戒宣言が発せられた場合に災害時要援護者等の避難の場所となる施設 (病院、老人福祉施設、児童福祉施設等)	1. 25
2	発災時や発災後の救急施設、避難施設、防災関連施設	発災時や発災後の混乱している状況の中で、緊急面から見て重要な施設、負傷者を収容する施設、あるいは自宅が倒壊したり、倒壊の恐れがあるために避難してきた人々を収容する施設 (消防施設、学校、体育館、公民館等)	
3	都市の供給処理施設	発災後、都市の機能として必要な供給処理施設 (卸売市場、水道・下水施設等) 大量の廃棄物を処理する施設 (清掃工場、衛生センター等)	
4	重要な文化財、資料等を保管している施設、集客施設	文化的、学術的な財物あるいは将来的に必要な書類を保管してある施設、多数の市民が利用する施設のうち主要な部分 (博物館、美術館、競輪場等)	1. 0
5	宿泊施設、研修施設、設備的に重要な施設	市民等の宿泊、研修に関する施設 (市営住宅、職員住宅、少年自然の家等) 設備面から見て重要な施設 (給食センター、衛生試験所等)	
6	用途区分1～5以外の施設、用途区分1～5までの附属的な施設		

1 用途係数(重要度係数)は、用途区分が1～3であっても、建替え計画のある施設を緊急的に補強する場合や、当該用途・構造上補強が困難な場合には、1. 0を選択することもある。

別表 4

構造耐震指標による分類

I a	$I_s / E_T \geq 1.25$ の建築物
	総合評点 ≥ 1.5 の木造建築物
I b	$I_s / E_T \geq 1.0$ の建築物
	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$ の木造建築物
II	$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$ の建築物
	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$ の木造建築物
III	$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ の建築物
	総合評点 < 0.7 の木造建築物

- 1 I_s : 構造耐震指標 E_T : 耐震判定指標値
- 2 分類においては、 E_T 算定における用途係数（重要度係数）を一律1. 0として評価する。

別表 5

建築物の用途分類

類	用 途
A 類	① 災害時の拠点となる建築物 ア 災害応急対策全般の拠点となる施設 (庁舎・消防施設等) イ 市民の避難所等として利用される施設 (学校、体育館、公民館等) ウ 救急医療等を行う施設 (病院等) エ 災害時要援護者等を保護、入所している施設 (老人福祉施設、児童福祉施設等)
	② 不特定多数の者が利用する建築物 (集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等)
	③ 不特定の者が利用する施設 (宿泊施設等)
	④ 特定多数の者が利用する施設 (市営住宅)
B 類	① その他主要な建築物 (清掃工場、上下水道施設、市場、職員住宅等)
	② 特定の者が利用する施設 (倉庫・文書庫・車庫等)

別表 6

耐震対策の総合順位

1 位 : Ⅲかつ A①	5 位 : Ⅲかつ A③	9 位 : Ⅲかつ B①
2 位 : Ⅲかつ A②	6 位 : Ⅱかつ A③	10 位 : Ⅱかつ B①
3 位 : Ⅱかつ A①	7 位 : Ⅲかつ A④	11 位 : Ⅲかつ B②
4 位 : Ⅱかつ A②	8 位 : Ⅱかつ A④	12 位 : Ⅱかつ B②

浜松市が所有する公共建築物の耐震性能と耐震補強推進計画について

1 耐震性能を公表している市有建築物

災害時の拠点となるもの及び多数の者が利用する建築物のうち、市営住宅などの住宅、上下水道関連施設及び倉庫・車庫などの居室用途のない建築物を除いた、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建設したもの(856 棟)について耐震性能をランク付けして公表しています。また、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新耐震基準で建設されたもの(940 棟)も、ランクⅠの耐震性能があるとして公表しています。

2 公共建築物の耐震化の現状

平成 24 年 3 月 1 日現在、静岡県の評定基準に基づく耐震化率は **75.7%**です。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震促進法という。）に基づく耐震化率は 96.7%となります。

静岡県の評定基準では、耐震性能を有するとされるのはランクⅠです。また、耐震促進法で地震に対し倒壊する危険性が低いとされるのはランクⅠとⅡが該当します。

耐震化状況一覧

(棟数)

区	新耐震	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	未診断	全棟数	耐震化率	
		Ⅰa	Ⅰb					県基準	耐震促進法
中	137	87	25	136	15	3	403	61.8%	95.5%
東	59	38	20	52	0	0	169	69.2%	100%
西	121	46	23	43	4	1	238	79.8%	97.9%
南	60	38	17	46	2	0	163	70.6%	98.8%
北	191	42	8	43	9	0	293	82.3%	96.9%
浜北	110	17	19	32	3	0	181	80.7%	98.3%
天竜	262	25	14	26	21	1	349	86.2%	93.7%
計	940	293	126	378	54	5	1796	75.7%	96.7%

3 耐震補強推進計画について

市民に安全で安心な公共建築物を提供するため、地震による倒壊被害を未然に防止すると共に、市民の大切な命を保護することを目的に、平成 15 年 11 月に策定した「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」(H22.3 月改定)に基づき、財政状況等を踏まえ、災害時の拠点となる施設を優先し、効果的かつ計画的に耐震化事業を実施しています。

平成 15 年度から平成 23 年度までに 243 棟の耐震補強工事を実施しました。また、教育施設については、平成 22 年度までに文部科学省の耐震評定基準に基づく耐震化率で概ね 100%を達成しています。

4 建築物の耐震性能に基づくランク付け

新耐震基準で建設されたものを除いて、静岡県が策定した判定基準に基づき、耐震性能を4段階（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）にランク分けしています。

各ランク別耐震性能と静岡県の判定基準

ランク		東海地震に対する耐震性能	建築物の構造	判定基準 旧基準の建築物 (C I = 1.0)
Ⅰ	Ⅰ a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	R C S S R C C B	I S / E T ≥ 1.25
			W	総合評点 ≥ 1.5
	Ⅰ b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることも想定される。	R C S S R C C B	I S / E T ≥ 1.0
			W	1.0 ≤ 総合 評点 < 1.5
Ⅱ		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	R C S S R C C B	I S / E T < 1.0 かつ I S ≥ 0.6
			W	0.7 ≤ 総合 評点 < 1.0
Ⅲ		耐震性が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	R C S S R C C B	I S / E T < 1.0 かつ I S < 0.6
			W	総合評点 < 0.7
新		新耐震基準で建設された建物。ランクⅠの耐震性能がある。		

3 1 年間の津波対策の報告と今後の対応

(1) 浜松市の主な津波対策

項目		目的・内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度以降
地域防災計画の見直し	地域防災計画（津波対策編）策定	国・県の三連動地震の津波被害想定を踏まえた地域防災計画を策定する	3/7 防災会議 地域防災計画に津波の記述を追加		県第 4 次地震被害想定に基づき抜本的に修正する
被害想定 の見直し	津波被害想定 の見直し	国・県の三連動地震の津波被害想定を踏まえて本市の津波被害想定を見直す			県第 4 次地震被害想定に基づく
津波を知らせる対策	屋外放送設備（同報無線）の整備	既設屋外放送施設に加え、津波が襲来する恐れのある沿岸地域に対して、同報無線の放送範囲の拡大を行う	同報無線 屋外放送施設 8 基増設	地域要望等により検討	
	緊急情報放送（FM Haro!）	FM Haro! より、津波警報等の情報を提供する	緊急情報放送は運用中	緊急警戒放送の研究	
	携帯電話メールの活用	市民の携帯電話メールを活用して津波の警報及び避難勧告等の情報を迅速に提供する	12/1 エリアメール導入	au、softbank のエリアメール導入	—
津波から逃げる対策	津波避難ビルの指定	遠州灘沿岸部は高台が少ないため、公共・民間施設を津波避難ビルとして指定する	12/1 津波避難ビル指定約 200 棟 2 月末時点：215 棟	逐次追加	
	津波避難施設の整備（公共施設屋上避難施設）	遠州灘沿岸部は高台や高い建物が少ないため、公共施設により多くの人が避難できるように施設を整備する	屋上避難施設設置 小中学校 8 校（7 校 6 月までに実施）	屋上避難施設設置 小中学校 6 校 西・南区役所 2 棟 市営住宅 6 棟	逐次追加
	津波避難施設の整備（避難マウンド・タワー）		施設の検討	津波避難施設調査 マウンド 2 箇所 タワー 5 箇所	逐次追加
	津波避難施設の整備（飛散防止フィルム）		小中学校 9 校（3,4 階）	小中学校 4 校（3,4 階）	—

項目		目的・内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度以降
津波から逃げる対策	市民の津波避難方法	東日本大震災を教訓に短時間で襲来する津波に対し、市民が直ちに率先して避難する方法や避難する知識を検討し、市民に広報する	市民に分かりやすい津波避難方法のパンフレット作成・配布	区版避難行動計画策定	見直し
	園児・児童・生徒の避難対策	東日本大震災を教訓に、日頃の訓練を積み上げ機敏な行動をとることはもちろん、臨機応変な避難行動が取れるように教育する	津波対応マニュアルに基づく避難訓練の実施と、マニュアルの検証及び改訂（P4 詳細説明）	教科学習及び特別活動における防災教育の充実 「学校・幼稚園の防災対策基準（改訂版）」「津波対応マニュアル（暫定版）」の検証と改訂 「防災教育推進のための連絡会議」の運営見直し	
	標識（避難地・避難地案内・標高）の設置	津波避難標識を充実させ、津波避難の目安や避難施設を周知する	既設標識の修繕 津波避難標識・津波避難ビル・標高標識の新設	津波避難ビル標識設置 215 棟	逐次追加
	避難路の橋梁耐震	津波避難経路に存在する橋梁の耐震対策を行う	橋梁耐震調査 741 橋（P5 詳細説明）	対策重点箇所等を検討	耐震工事
	市街化調整区域の開発許可の運用の見直し	市街化調整区域における津波避難施設を設けた建築物の立地について、取り扱い基準を定め円滑な運用を図る	開発審査会付議暫定基準を策定 H24 施行（P4 詳細説明）	地域ごとの浸水高が公表されれば 内容確認後基準の見直し	
	河川堤防・水門・樋門等の整備	津波ハード対策として、防潮堤、水門等を新設する	河川堤防等の基礎調査図作成	国・県への要望（河川堤防・海岸堤防）	
津波を防ぐ対策					

浜松市津波避難施設候補地図



平成 24 年度当初予算 津波避難施設計画

				
 津波避難マウンド 調査・設計 2 箇所	 津波避難タワー 調査・設計 5 基	 屋上避難施設 小中学校 6 校 篠原小、新津小、可 美中、河輪小、東陽 中、旧遠州浜小	 屋上避難施設 西・南区役所 2 棟	 屋上避難施設 市営住宅 6 棟 遠州浜団地 (2 棟) 中田島団地 (3 棟) 第 3 吹上団地 (1 棟)

市設建築物の耐震対策

名古屋市中区都市局営繕部企画保全課

建築の耐震対策

本市の耐震対策

●名古屋耐震改修促進計画

- ・防災拠点施設等の目標
22年度末までに100%
(公会堂を除いて終了)

公会堂：文化施設のあり方検討を踏まえ、改修に必要な具体的課題の調査・検討を実施

・上記以外施設の目標

- 平成27年度までに100%
◇引き続き、関係局へ予算化に向けて周知

●名古屋耐震対策専門委員会

- ・公共建築物の耐震化推進
- ・長周期地震動への対応
- ・津波避難ビルの指定
- ・非常電源、飲料水の確保

その他の耐震対策

●超高層建築物及び免震構造建築物の長周期地震動対策

- ・「超高層建築物等における長周期地震動への対策試案」国交省（平成22年12月）
- ・試案の意見募集を終了（平成23年2月）したが、その後の震災の影響により対策を見直し
◇今後示される国の新たな基準、又は制度化の動向により対応

※再検証の要否を確認（スクリーニング）→必要な場合は想定地震動で告示適合を確認→必要な場合は改修工事を実施

●津波避難ビル対策

- ・平成23年6月 津波避難ビル指定（内閣府の「津波避難ビル等に係るガイドライン」に基づく）
- ・同 11月 「津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」（12月国交省告示1318号）
◇必要な場合は、今後示される被害想定（津波浸水深）と国交省の新たな基準により津波に対する構造安全性を検証する

●大規模空間を持つ天井崩落対策

- ・平成19、20年 本市500㎡以上の大規模空間（500㎡以上）を持つ施設33施設のうち20施設について調査（調査対象施設の改修費用 約56億円、平成21年度学校5校天井撤去して対策済み）
◇今年度の夏ごろ、策定される新たな基準により対策方法を検討し、改修工事についてはアセットマネジメントの中で対応

設備の耐震対策

●飲料水確保

- ・水槽耐震性能向上

●非常電源確保

- ・72時間対応

●エレベーター耐震対策

- ・P波感知器
- ・停電対応

●排水機能確保

現 状

高架水槽＝7割基準以下

受水槽＝9割基準以下

非常用発電機＝最低基準

停電時の状況＝不十分

P波＝6割未整備

停電＝6割強未整備

臨時汚水貯留槽＝未整備

平成23年度 調査・報告施設

地域防災活動拠点

区役所

支所

消防署

学 校

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+

その他の市設建築物

平成24年度 目標調査施設

地域防災活動拠点
地域防災拠点など

出張所・保健所
病院・土木事務所
環境事業所・斎場
スポーツセンター・小学校

+

+

+

+

+

+

+

+

+

平成25年度以降 避難所他を調査

「名古屋市業務継続計画」
整備方針・優先順位付け
(平成24年8月策定予定)

資料提供 連携

営繕部

消防局

予算化の働きかけ

施設所管局
財 政 局



緊急提言

～迫りくる南海トラフ地震から

名古屋の人とまちを守る～

名古屋市地震災害対策の強化推進に係る緊急提言会議

平成 23 年 6 月 14 日

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震災害の深刻さをあらためて認識させるものであった。当地域においても、いつ発生するとも限らない東海、東南海、南海地震など駿河・南海トラフで発生する巨大地震（以下「南海トラフ地震」という。）からのちとまちを守るため、短期的に実施する必要がある事項について「いのちを守るための減災に向けた提言」を、また中長期的かつ市の権限を越えた幅広い概念について「災害に強いまちづくりに向けた提言」をとりまとめる。

I いのちを守るための減災に向けた提言

1 東日本大震災の調査・検証及び名古屋市地震災害対策の現状総括を早急に実施すること。

東日本大震災は南海トラフ地震と同様の海溝型地震による大規模地震災害であり、その被害の甚大さと広域性において学ぶことは多い。これを参考に、南海トラフ地震に関し市民が抱いている不安に対して説明するための第一歩として、東日本大震災に関する調査・検証及び名古屋市地震災害対策の現状総括を実施すべきである。

(1) 東日本大震災の調査・検証

今回の東日本大震災の中で、当地域の地域性と類似した地域を調査対象に選ぶ必要があることから、都市の規模、土地条件、地震に伴う揺れの強さ等から判断して仙台市を調査対象に選ぶとともに、大都市特有の被害を把握するため東京都の状況や、液状化等の地盤災害に関する調査など名古屋市に参考となるような調査・検証を実施する。

ア 仙台市における被害状況等

地震・津波等による被害状況及び想定との比較、備えの有効性などを把握するため、特に名古屋市と同様に政令指定都市である仙台市において以下の事項を調査・検証する。

- (ア) 発災時の市・区における行政対応
- (イ) 公共建築物の被災状況
- (ウ) 市民の避難行動
- (エ) 避難所の運営
- (オ) (ア)～(エ)における事前対策の有効性

イ 帰宅困難者の発生状況

比較的地震被害の少なかった東京都心部や関東圏における帰宅困難者と、仙台市内における帰宅困難者について、その発生状況を調査・検証する。

ウ 液状化等の地盤災害の被害状況

千葉県浦安市の舞浜駅前や我孫子市の一部で発生した液状化等地盤災害の被害状況について調査・検証する。

エ 河川堤防の被害状況

岩手県内や宮城県岩手県境など調査対象を市町村の枠にとらわれることなく設定し、河川堤防被害を調査・検証する。

オ 他の都市における復旧状況

名古屋市が「対口支援（ペアリング）」として、これまで重点的に復興を支援してきた陸前高田市や、上下水道局が復旧支援を行ってきた石巻市などにおける活動を調査・検証し、当地域における災害発生時の復旧活動に活かす。

(2) 阪神淡路大震災の再検証

近年、都市直下型地震も危惧されていることに鑑み、海溝型地震の調査・検証だけではなく、阪神淡路大震災など直接的な建物被害をもたらす直下型地震についても再検証する。

(3) 名古屋市地震災害対策の現状総括

平成7年の阪神淡路大震災を教訓に名古屋市が構築した名古屋市地震災害対策について、東日本大震災を踏まえて現状総括し、南海トラフ地震に備える体制強化や機器更新など必要な対策を実施する。

ア 総合的防災施策推進のための体制強化

現在、名古屋市における防災体制については、災害発生時における即応性に特化するために消防局が中心となっているが、防災施策の総合調整機能と全庁的な対応の強化を一層図るため、多くの大規模政令指定都市と同様に、スタッフの増員や局横断的な防災施策（事業）の展開に対応できるような組織を構築するなど、市役所内における防災体制の在り方を問い直す。

イ 事業継続計画の策定及び震災復旧・復興計画の事前策定

いつ発生するとも限らない南海トラフ地震に備えて、見直し後の被害想定に対応した名古屋市役所事業継続計画のほか、災害軽減のための市民の備えに関する具体的計画を作成するとともに、その後の震災復旧・復興計画の枠組みを事前に作成しておき、災害発生後の「災害応急対策活動～復旧対策活動～復興対策活動」といった一連の業務移行をスムーズに行えるようにする。その場合、災害対策基本法に基づく災害応急対策活動を実施する災害対策本部と、災害後の復旧・復興活動を実施する本部についてはそれぞれ事務局を分け、災害時において同時並行的に業務執行ができる全庁的な組織体制を構築する。

ウ 市災害情報システムの見直し

災害発生時に一人でも多くの被災者を救うため、被害の概要把握、利用可能な対応資源の把握、地震火災の迅速かつ的確な状況把握、消防部隊投入のための高所監視カメラや地震被害予測システムの機器更新のほか、児童・生徒や来庁者の安全確保のための市立学校（園）や区役所など市有施設への緊急地震速報の導入などを早期に実施する。

エ 住宅の耐震診断と耐震化率の向上

当地域は過去半世紀の間、大規模地震を経験したことが少なく、「自助」としての住宅耐震診断及び耐震化が進んでいないのが現状であることから、市役所職員を率先市民とすることを通じた市民への徹底的な意識啓発、耐震診断や耐震補強への補助制度の大幅拡充などの耐震性の向上に向けた新たな施策展開を実施する。

オ 災害時における民間も含めた各機関の活動計画の確認

今回の東日本大震災を契機に、名古屋市域における民間も含めた各機関の活動計画（救命救急、消防消火、医療救護、福祉対策、遺体処理、瓦礫処理、仮設住宅建設、災害対策用地など）を詳細に把握し、各機関が相互に連携した発災時活動トリアージ計画とする。

カ ハザードマップの利用の現状と改善策の検討

これまで作成・配布したハザードマップの活用状況などを調べ、その有効性を高めるための改善策を検討する。なお、現行の避難所マップ、地震マップ及び津波ハザードマップなどの各種ハザードマップについては危険区域を明示するだけでなく、ハザードマップ作成の経緯や各ハザードのメカニズムを紹介することにより、自らの区域の危険性を具体的に把握し、自ら対策を考えるよう促す工夫を盛り込むなど、住民の危機意識の低下に繋がらないよう配慮した内容に見直すとともに、各種マップを十分に活用して地域での説明会をきめ細かく実施することにより、市民の防災意識を啓発する。また、小中高等学校ではハザードマップを活用した防災教育に努める。さらに、過去の地域の災害史や都市史を通して災害に対する当事者意識を植え付ける。

キ 市有施設等の防災水準の再確認

道路・橋梁等土木施設、上下水道施設及び地下鉄など市有施設や港湾施設等の耐震性をあらためてチェックするなど、市有施設の防災水準を再確認するとともに、必要に応じて対策を講じる。

2 地域社会における減災に向けた防災力向上への支援を積極的に図ること。

東日本大震災の検証・調査及び名古屋市地震災害対策の現状総括に基づき、今後の地震対策を整理し、行政による「公助」の限界点を市民に明示すべきである。

近年では、「自助」・「共助」の力を活用した「新しい公共」の概念が必要とされていることを鑑みて、地域社会における減災に向けた防災力向上のため、次の事項について必要な支援対策を今まで以上に推進すべきである。

(1) 学校・保育所・家庭での防災教育

減災の基本は市民一人一人の自助にある。南海トラフ地震を経験することが予測される若年層に「生き延びる力」を身につけさせるとともに、その親世代にも災害軽減の重要性を強く認識させるため、市立学校（園）、保育所において防災に係る授業等を充実し、学校・保育所・家庭での防災教育を推進する。

(2) 地域コミュニティに基づく防災まちづくり

東日本大震災における犠牲者のうち、60歳以上の占める割合は6割以上に上る。過去の災害においても同様に高い結果となっている。平成18年に内閣府から公表された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においても明記されているとおり、地域での各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、各種地域団体や商店街、事業所などと連携を図りながら、要援護者が地域に溶け込みやすい環境（地域コミュニティ）づくりに努める。また、町内会や学区単位の防災知識等の普及啓発や防災訓練の実施など自主防災活動を積極的に支援するとともに、総務省消防庁

が推進する防災協力事業所登録制度を拡充し地域主体の防災まちづくりを推進する。

(3) 地域における市民活動促進への支援

行政機能が低下・麻痺した被災地で一番被災者の生の声を聴くのはボランティアである。災害時における各種ボランティア間のスムーズな連携のため、平常時から「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の拡充や既受講者のフォローアップをすることなどにより、NPO・ボランティア団体への活動支援をより一層推進する。

(4) 企業防災の推進

企業における防災力の向上を図るため、事業所内における食糧備蓄などの「自助」を推奨するとともに、産業界に対して各企業における業務継続計画作成を積極的に働き掛ける。

(5) 市民意識調査の実施及び市民行動プランの策定

今回の東日本大震災を踏まえて、津波避難、長期避難生活、帰宅困難者対策などに関する市民・企業アンケートなどを実施する。その結果を踏まえて、市民がとるべき事前対策や災害時における行動の指針・計画（プラン）を策定する。

(6) 名古屋市防災条例の検証

以上の内容を踏まえて、名古屋市防災条例について内容を検証する。

3 南海トラフ地震の同時発生（東海・東南海・南海地震の3連動地震）を前提とした被害想定再評価・公表等を実施し、対策を検証すること。

東海・東南海・南海の3連動地震については、国の具体的な検討もこれから始まることであることから、名古屋市においても次の事項の検証を行い、評価方法と結果を市民に分かりやすいよう具体的に説明すべきである。なお、想定地震動及び津波被害想定再評価については、過去の被害状況等が参考となることから、歴史的文献や津波堆積物調査、液状化跡の調査等も考慮すべきである。

(1) 想定地震動の再評価

国・県との整合性を図りながら想定地震動の再評価作業を進めていく。また、技術的な困難も予想されるため、国の検討会議に担当者を派遣するなど十分な情報収集を行う。

(2) 長周期地震動の評価・検討

最新の知見から、長周期地震動を考慮したコンビナート地域、超高層建築物・構造物等の地震被害想定に関し、構造物の耐震性やダンパー未設置ビルの把握、予想される居室内やエレベータの被害状況などを加味した評価方法の構築及び調査検討を実施する。

(3) 津波被害想定再評価

国や関係自治体などの協力を得ながら、高潮防波堤他の防護施設の安定性や健全性を検証するとともに、以下の事項を考慮した津波被害シミュレーションを実施する。

ア 特に津波想定に主眼を置いた震源断層モデルの設定

- イ 伊勢・三河湾の海底地形や名古屋港の形状に応じた津波の高さ、流速
- ウ 高潮防波堤・防潮壁等の耐力
- エ 海岸・河川護岸の耐震性の再評価
- オ 津波避難対象ビルの選定
- カ 想定津波に基づく浸水域の再評価
- キ 津波漂流物の調査・評価

(4) 液状化現象被害想定の再評価及び造成地（特に谷埋め盛土など）の安全性評価と対策上の検討

埋立地・人工島などの人工地盤や軟弱な自然地盤における揺れ、液状化、地盤沈下などを早急に評価・再評価する。

また、大規模地震発生時におけるがけ、急傾斜地や谷埋め盛土などについて、最新の知見に基づき、早急に安全性評価及び対策を検討する。

(5) 広域・複合型災害の評価

広域被害による物資、燃料流通停止、広域停電などによる市民生活・経済活動への影響評価を実施するとともに、連発地震や、地震発生後の台風襲来や余震・津波の頻発などの複合被害についても想定する。また、原発問題に関しても国や県など関係機関における動向を注視する。

さらに「想定外」を排除するために、復旧に向けた時間軸を導入し、様々な事象を同時並行で検証するとともに、次の事項についても必要な対策を検討する。

- ア 物資、燃料の流通確保
- イ 道路、鉄道等交通ネットワークの途絶による帰宅困難者の発生
- ウ 広域停電など大規模なライフライン被害
- エ 通信ネットワークの被害
- オ 危険物施設における地震災害対策の検証
- カ 広域避難を含めた長期避難生活
- キ 高度情報化社会（情報ツールの多様化）における迅速・適切で漏れのない情報発信

(6) 緊急輸送ルートの確保

災害応急対策活動・復旧活動をスムーズに実施するためには、災害時における緊急輸送ルートの確保が不可欠であることから、関係機関へ積極的に働きかけるとともに、緊急輸送ルート及び代替ルートの選定、緊急輸送手段について再評価する。

(7) 市域周辺の活断層の再評価

海溝型地震の直前・直後に内陸の活断層による地震も多発する危険性があることはかねてから指摘されていたが、今回の大震災でも明確になったことから、備えるべき地震の全体像を再検討することは急務である。そのため、名古屋市域周辺に伏在する可能性のある活断層など名古屋市に大きな影響を及ぼす地震ハザード（発生予測）についても再評価する。

Ⅱ 災害に強いまちづくりに向けた提言

1 災害に強い都市計画の策定

名古屋市は開府 400 年を迎えていることから、今後 100 年を見据えたまちの在り方を考えるべきであり、今回の東日本大震災を契機に、戦災復興計画や伊勢湾台風後の復興計画の再検証を含め、災害を考慮したまちづくりを検討することが必要である。

そのためには、環境面から公共交通機関の駅等を中心とする集約連携型都市構造の構築を進める一方、災害危険度の低い洪積台地において都市機能の集積を目指すといった取り組みを進めるとともに、市東部丘陵地の活用、災害時に重要となる公園の適正配置、延焼防止や避難、緊急車両の通行のための道路整備など、市民生活の安全性を高めるための地域計画・都市計画を考える必要がある。またその際には、名古屋市だけでなく周辺市町村と連携した計画づくりがなされるべきである。

2 東京一極集中の是正と大規模災害時の首都代替機能

我が国の災害脆弱性の最大の要因は東京一極集中にある。そのため、名古屋圏の力を増強し、国内機能の自律分散化を図る必要がある。また、エネルギー供給の面でも電力周波数の相違を踏まえた、東・西日本での相互補完機能や、サービシステムバックアップ機能などが必要である。

補完機能を災害危険度の高い大阪地区に集中させることは問題であり、広大な東部丘陵地域を有する中京圏にも首都補完機能を整備すべきである。その際に、周辺市町村も含めた大名古屋圏の施策が必要である。

3 広域連携による災害対応力の強化と産官学民連携の体制作りによる教育・啓発・育成機能の抜本的強化

南海トラフ地震のような巨大地震による災害に対応するためには、都道府県を越えた広域の連携を強化する必要がある。そのため、設置が遅れている基幹的広域防災拠点を早急に整備し、広域連携の核とするとともに、平時には備えと啓発の拠点、発災時には災害対応の拠点とする必要がある。

また、あわせて産官学民の連携体制を強化するため、港防災センターを平常時からその連携の核となる組織作りや人作りのための場とするなど、その機能を強化し、愛知県、地元大学、名古屋都市センター、NPO・ボランティア団体などの市民団体、民間事業者、さらには既存のコミュニティに支えられた地域住民と相互協力しながら、平常時の備えと啓発を中心に当地の安全を支える「新しい公共」を構築する必要がある。

名古屋市震災対策基本方針

1 目的

今年3月11日に発生した東日本大震災は、地震災害の恐さや被害の甚大さを改めて認識させられるものであった。これまでも阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などにおいて大震災による被害の情報は多く伝えられてきているが、今回の地震では、想定をはるかに越えた巨大な津波による被害の大きさや避難の難しさが、特に強く印象づけられた。

一方、平成14年4月24日、本市は東海地震により著しい災害が起こる恐れのある地域として、政令市で初めて「地震防災対策強化地域」に指定され、また平成15年12月には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定された。現在、東海地震が発生する確率は87%といわれているが、東海・東南海・南海三連動地震の発生も危惧されているこの地域にとっても、東日本大震災による被害の深刻さは懸念すべきことである。

名古屋市震災対策基本方針（以下「震災対策基本方針」という。）は、このような状況を踏まえ、当面本市が行うべき地震防災対策の方針と施策の柱を定めたものである。

防災施策の策定及び事業執行については、この震災対策基本方針に基づき行うことを基本とする。

なお、震災対策基本方針については、東海・東南海・南海三連動地震にかかる国の被害想定や、本市防災会議専門委員による検討結果などの状況を、適宜反映していくものとする。

また、放射性物質の大量放出に係る対策については、国や県の動向をふまえ、必要な措置をとるものとする。

2 方針及び施策の柱（別紙「震災対策方針及び施策の柱について」参照）

（1） 方針

名古屋市防災会議（平成23年6月14日開催）における学識者等からの「緊急提言」などを参考に、当面本市が行うべき地震防災対策として、次のとおり5つの方針を定める。

ア 災害の調査・検証

国の被害想定の変遷を捉えつつ、東日本大震災の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、東海・東南海・南海三連動地震の被害想定について検証する。

イ 地域防災力の向上

学校・保育所・家庭での防災教育の充実により個人の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化や企業防災等の充実を図り、自助、共助の理念を基本として地域防災力の向上を目指す。

ウ 災害情報伝達体制の充実

市民への災害広報のあり方について強化・充実に図るとともに、効率的な情報収集・伝達体制の充実に図る。

エ 災害対策活動等の充実

大規模地震災害発生時において、市民生活及び行政機能の早期復旧を図るため、業務継続計画を策定するとともに、避難所等における課題の解消や関係機関との連携による災害応急対策の充実などを図る。

オ 災害に強いまちづくり

東日本大震災の状況を踏まえつつ、建築物等の耐震化を進めるとともに、安全な市街地整備など中長期的な視点も取り込んだまちづくり等について検討する。

(2) 施策の柱

上記(1)の5つの方針を実現させるため、それぞれの方針ごとに「別紙」のとおり施策の柱を定める。

当面の地震防災対策については、それぞれの施策の柱ごとに必要な事業を計画し、実施するものとする。

(3) 推進施策

震災対策基本方針に掲げる施策の柱のうち下記に記載したものについては、市民の命を守るために早期に行うべき事業や、早期の準備作業が必要な事業を含むことから、推進施策と位置付け、当該事業のうち可能なものから順次着手していくことにより、地震防災対策を円滑に推進していくものとする。

ア 方針：災害の調査・検証

(ア) 東日本大震災の調査・検証及び三連動地震対策の検討（被害想定）

三連動地震への対策を講じるためには、被害想定を詳細かつ正確に行う必要がある。

そのため、東日本大震災の調査・検証及び東海・東南海・南海三連動地震における揺れ（地震動）、津波被害、液状化被害などによる被害想定 of 把握については、国の被害想定 of 動向を捉えつつ、早期に着手し着実に作業を進めていくものとする。

イ 方針：地域防災力の向上

(ア) 地域コミュニティの活性化

地域の防災力の向上を図るためには、防災に対する市民の自助及び共助の意識の向上が不可欠である。

そのためには、まず地域のコミュニティの活性化を図るとともに、自主防災活動をはじめとした市民活動の支援などを行っていく。

(イ) 学校・保育所・家庭での防災教育の推進

災害から身を守るためには、市民自らが適切かつ安全な行動をとることが必要である。

そのため、学校等での防災教育を充実することにより、まずは次世代を担う若年層における防災に対する知識や能力の向上を図る。さらに子供の防災意識の向上を通じて、家庭や地域の防災力向上を目指す。

(ウ) 帰宅困難者対策(企業防災等)

東日本大震災においては、公共交通機関の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生したが、三連動地震においては本市でも同様の問題が発生する恐れがある。また、対策を施すためには、各種交通機関をはじめとした多くの企業や機関との調整が必要である。

そのため、本市におけるこれまでの帰宅困難者対策について、東日本大震災で顕在化した課題に照らし合わせながら早い段階で検証を行い、各種機関との調整を密接に行うことにより、実効性の高い施策を検討する。

(エ) 津波対策の充実

「市民とすすめる命を守るプロジェクト」として、まずは海に近い港区及び南区において既に津波避難ビルを指定したところであるが、さらなる施設の整備や訓練等の充実を図るとともに、所在する場所等について市民に広く周知するなど、施策の拡充を図る。

また、防波堤等によるハード対策とともに、津波避難や土地利用誘導を含めた都市計画など、ソフト対策を併せた多重防御の考え方についても検討していく。

ウ 方針：災害情報伝達体制の充実

(ア) 災害広報体系の強化・充実

地震発生時において市民が適切かつ安全な行動をとるためには、正確な情報をできるだけ早く確実に伝達することが必要である。

そのためには報道機関等との調整などをはじめとした作業にできるだけ早めに着手し、検討を進めていく。

(イ) 効率的な情報収集・伝達体制の構築

地震に関する情報を市民に迅速かつ正確に伝えるためには、情報収集システムの整備が不可欠である。

そのためには、既存システムの適正な維持管理や、新たな情報収集手段の検討などについて進めていくものとする。

また、地震発生直後において、各施設の利用者などのほか災害対策活動の担い手となる職員への被害を最小限にとどめるためには、緊急地震速報は非常に効果的であることから、導入を進めるものとする。

エ 方針：災害対策活動等の充実

(ア) 業務継続計画の策定

災害対策を着実にを行うとともに、発災時においても必要となる経常業務を継続的に実施するためには、発災による市役所、区役所等の機能停止は回避しなければならない。また、被災により低下した行政機能についてはできるだけ早期に回復させる必要がある。

そのため、業務継続計画については早期の策定を目指す。

(イ) 避難所等における課題の解消

市民が利用する避難所は、災害発生時における初期の段階から非常に重要な役割を担うことから、その円滑な開設及び運営のために必要な方策については東日本大震災での課題を踏まえ、可能なことから順次対応していく。

(ウ) 災害応急対策の充実

発災時に備え、消防活動にかかる体制等の整備や関係機関との連携計画の策定について予め行っておくことは、減災を図る上で大変重要であることから、可能な事業から順次着手していく。

オ 方針：災害に強いまちづくり

(ア) 耐震化対策の推進

利用者等への被害を最小限にとどめるため、市有施設の耐震化を順次進めるとともに、民間建築物についても耐震化率向上の促進を図る。

なお、市有建築物の耐震化については、防災上の観点から、各施設の改修計画や耐震性などを勘案しつつ、耐震改修促進法に基づく特定建築物を優先的に進めていく。

(イ) 災害に強い都市計画の策定

市街地の被害を最小限にとどめるためには、震災等に対して将来にわたって安全な市街地を形成する必要がある。

そのためには、様々な調査、検証、データ収集及び分析が必要であることから、被害想定を待つことなく作業に着手し、建物倒壊、市街地大火、津波被害及び液状化などを考慮し、土地利用誘導を含めた災害に強い都市計画の検討を進める。

(4) その他

上記(3)の推進施策については、震災対策基本方針と同様に、東海・東南海・南海三連動地震にかかる国の被害想定や、本市防災会議専門委員による検討結果などの状況をふまえ、危機管理対策本部会議において適宜見直すものとする。

3 今後の予定

この方針にもとづき、本市地震防災対策のための具体的な事業を掲げた行動計画を定め、これらの事業について総合的かつ計画的に推進していく。

名古屋市震災対策基本方針の概要について

目 的

本年3月11日に発生した東日本大震災における被害状況を鑑み、東海・東南海・南海三連動地震などに備えるため、当面本市が行うべき地震防災対策の方針と施策を定めたものである。

基 本 方 針

- I 災害の調査・検証
東日本大震災の調査・検証を行うとともに、東海・東南海・南海三連動地震被害想定について検証する。
- II 地域防災力の向上
防災教育の充実により個人の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化や企業防災等の充実を図り、自助、共助の理念を基本として地域防災力の向上を目指す。
- III 災害情報伝達体制の充実
市民への災害広報のあり方について強化・充実を図るとともに、効率的な情報収集・伝達体制の充実を図る。
- IV 災害対策活動等の充実
大規模地震災害発生時において、市民生活及び行政機能の早期復旧を図るため、業務継続計画を策定するとともに、避難所等における課題の解消や関係機関との連携による災害応対策の充実を図る。
- V 災害に強いまちづくり
東日本大震災の状況を踏まえつつ、建築物等の耐震化を進めるとともに、安全な市街地整備など中長期的な視点も取り込んだまちづくり等について検討する。

推 進 施 策

市民の命を守るために早期に行うべき施策や、早期の準備作業が必要な施策については、推進施策と位置付け、可能な事業から順次着手していくことにより、地震防災対策を円滑に推進していくものとする。

今 後 の 予 定

この方針にもとづき、本市地震防災対策のための具体的な事業を掲げた行動計画を定め、これらの事業について総合的かつ計画的に推進していく。

＜施策体系＞

※ ○ — は推進施策

I 災害の調査・検証

- 東日本大震災の調査・検証
- 三連動地震対策の検討(被害想定)

V 災害に強いまちづくり

- 耐震化対策の推進
- 災害に強い都市計画の策定
- 経済被害対策の充実

II 地域防災力の向上

- 防災体制の強化
- 地域コミュニティの活性化
- 学校・保育所・家庭での防災教育の推進
- 帰宅困難者対策(企業防災等)
- 防災意識の普及啓発
- 津波対策の充実

IV 災害対策活動等の充実

- 業務継続計画の策定
- 震災復旧・復興体制の整備
- 避難所等における課題の解消
- 災害応急対策の充実
- 医療救護体制の充実
- 物資供給体制の整備
- 災害対策長期化に伴う体制の確保

III 災害情報伝達体制の充実

- 災害広報体系の強化・充実
- 効率的な情報収集・伝達体制の構築

平成 23 年度 名古屋市地震対策専門委員会報告書(概要)

検討の背景等

- 東日本大震災のような震災から市民とまちを守るための「緊急提言」を学識者及び有識者から受け、当面行うべき地震防災対策の方針を策定 ⇒『名古屋市震災対策基本方針』
- 国においては、最大クラスの地震・津波想定を実施することにより、地震・津波対策を抜本的に強化する方針を決定
- 本市においても、南海トラフ巨大地震を想定した地域防災計画及び地震防災対策の見直しが必要

検討のポイント

- 『名古屋市震災対策基本方針』をもとに、地震防災対策の総点検を実施
- 名古屋市域に、強い揺れが長い時間広範囲にわたって発生することや、津波被害が発生するおそれがあることを前提に、課題抽出と対応策を検討
- 名古屋市の地震防災対策における強化・充実すべき施策について5つの方針を定め、それぞれに「施策の柱」及び「強化・充実すべき施策」を取りまとめ
- これらの施策を実施することにより、**「防災協働社会を実現し、安心して暮らせる減災都市「名古屋」」**を構築

方針・施策の柱

5つの方針ごとに分科会を設置し、具体の検討を実施

方針Ⅰ 災害の調査・検証	方針Ⅱ 災害対応力の向上	方針Ⅲ 災害に強いまちづくり	方針Ⅳ 地域防災力の向上	方針Ⅴ 災害情報の収集・提供体制の充実・強化
震災の教訓を減災に役立てるために	市民のいのちと暮らしを守るために	巨大地震に負けない減災のまちづくり	すべての人が自ら納得し、行動するしくみづくり	正しく知り、正しく恐れ、正しく対応するために

○東日本大震災の検証

○地震被害想定の実施

- 災害対応体制の充実・強化
- 消火・救助体制の充実・強化
- 医療・救護体制の充実・強化
- 避難対策の充実・強化
- 物資等供給体制の充実・強化
- 広域的な連携体制の充実・強化
- 速やかな復旧・復興

- 耐震化対策の推進
- 災害に強い都市の形成
- 復興準備

○防災意識の醸成

- 家庭の防災力の向上（自助）
- 地域の防災力の向上（共助）
- 事業所の防災力の向上（企業防災）
- 学校等における防災教育の推進

○災害への備えを促す防災情報の充実・強化

○災害時の情報収集・伝達体制の充実・強化

主な強化・充実すべき施策

- ・地震動・津波に関する被害想定
- ・職員及び組織の災害対応力向上
- ・防災活動拠点の機能の充実・強化
- ・避難所運営や帰宅困難者対応の充実・強化
- ・物流の確保
- ・関係機関との連携体制の充実・強化
- ・復旧復興体制の強化
- ・建築物の耐震化促進
- ・公共土木施設の耐震化推進
- ・市街地等の防災性の向上
- ・復興まちづくりのための準備
- ・防災啓発活動・体制の強化
- ・防災学習の推進
- ・地域防災の担い手の育成強化
- ・災害時要援護者支援体制の強化
- ・事業所と地域との協力体制の構築
- ・防災啓発情報の充実
- ・情報収集・伝達力の充実・強化
- ・情報通信システムの強化

平成 24 年度以降

本市被害想定の実施

- 取るべき対策を実施していくための想定被害の明確化
- 歴史的考察や地理的条件等を考慮した被害想定の実施
- 複合災害シナリオや激甚ケース災害シナリオの検討

○国や県による被害想定や防災対策と整合性を図りつつ、減災に役立つとともに市民にとってもわかりやすい被害想定を実施

○国や県、近隣自治体との連携を図りつつ、施策の具体化、事業化を実施

○目標を定めた計画を策定し、定期的に進捗を管理するとともに、進捗状況を専門委員会に適宜報告しチェックを受けることにより計画の実効性を確保